

令和 2 年度

山口市空き家活用事業補助金

～「空き家×交流」～

応募要領

募集期間

令和 2 年 5 月 1 8 日（月）～令和 2 年 6 月 2 6 日（金）

令和 2 年 5 月

山口市定住促進課（山口総合支所 3 階）

TEL：0 8 3－9 3 4－4 6 4 6

FAX：0 8 3－9 3 4－2 8 6 7

E-mail：teiju@city.yamaguchi.lg.jp

空き家は、適正な管理がされていないと近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、地域コミュニティやまちの活力の低下につながります。しかしながら、空き家を有効に利活用することにより、地域外から移住の受け皿となったり、その地域の資源を利活用した新たな事業展開の場ともなり得ます。

山口市空き家活用事業～空き家×交流～では、上記のような、空き家を地域資源として有効に活用し、地域の活性化につながる交流を創り出す先駆的な事業活動を応援します。

採択された事業については、寄附者の意思を反映したクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した応援寄附補助金に加えて、応援寄附補助金を超えない範囲内かつ補助限度額の範囲内で事業支援補助金を交付します。

I 補助金の概要

1 補助金の目的

本事業は、本市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を作り出す場とすることで、そこでの様々な出会いによって山口市の魅力を感じていただき、移住定住の促進及び地域の活性化を図るものです。この事業から新たな空き家の利活用のモデルが多く提案され、市民の皆様が空き家について考えるきっかけになっていただければと期待しています。

2 補助金の内容

上記目的に沿った空き家活用分野の事業において、事業活動に係る必要な経費の一部について、「応援寄附補助金」と「事業支援補助金」を合わせて、市の予算の範囲内で補助金を交付します。

【応援寄附補助金】

・補助対象事業者からの事業提案をもとに、本市がふるさと納税制度を組み入れたクラウドファンディングを活用し広く寄附を募り、集まった寄付金を基準として、補助対象経費に一定の割合を乗じた範囲内かつ補助限度額の範囲内で交付額を決定する補助金のことをいう。

【事業支援補助金】

・補助対象事業に一定の割合を乗じ、補助限度額の範囲内かつ応援寄附補助金の範囲内で交付額を決定する補助金のことをいう。

3 用語の意義

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に人が居住していない本市の区域内に存在する住宅及びその土地
- (2) 空き店舗 過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績があり、現に利用されていない本市の区域内に存在する店舗又は事務所及びその土地
- (3) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金をいう。
- (4) 寄附型クラウドファンディング 不特定多数の人がインターネットを経由して事業提案者に財源の提供を行うことを希望して、山口市に対して寄付として資金を提供するものをいう。

- (5) 市民活動団体 営利を目的としない市民の自発的、自主的な社会貢献活動で、不特定多数の利益（公益）の増進に寄与することを目的とする市民活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。
- (6) 自己調達 外部から事業に必要な資金を調達することをいう。
- (7) 自己資金 事業のために自分で用意した資金のことをいう。

4 補助対象者

補助対象者は、下記のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。
- (2) 社会貢献等の目的を持って事業を実施する意思があること。

5 補助対象物件

事業で活用する空き家又は空き店舗は、下記のすべての要件を満たすものとし、申請者において確保すること。

- (1) 本市の区域内に存する空き家又は空き店舗であること。
- (2) 現に人が居住せず、原則として半年以上使用していないこと。
- (3) 戸建て又は長屋建て住宅（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。）であること。
- (4) 本補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）に、現に着手していないこと。
- (5) 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体(山口市含む)及びそれらの外郭団体からの補助を受けていないこと。
- (6) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- (7) 不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- (8) 補助対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が本補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用することを約していること。

6 補助対象事業及び補助金額

補助対象となる事業は空き家活用分野とし、「事業の要件」、「補助率」、「補助限度額」は以下のとおりです。

(1) 事業の要件

- ① 市外県外からの移住定住、交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
- ② 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資する事業であること。
- ③ 改修事業は、市内に事業所等所在地を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りでない。

※営利事業、非営利事業の別は問いません。

例) 外国人や移住希望者等を対象にしたゲストハウス、地域の魅力を生かしたコミュニティカフェやギャラリー、域外の人と地域の人が交流できるコミュニティスペース、山口市の食材を使ったシェアキッチンなど

(2) 補助率・補助限度額

	応援寄附補助金	事業支援補助金
補助率	補助対象経費の3分の1以内 クラウドファンディングにより集まった 寄附金を基準に決定	補助対象経費の3分の1以内
補助限度額	100万円	100万円

※補助金額における1,000円未満の端数は切り捨て。

※事業支援補助金額は応援寄附補助金額の範囲内。

【イメージ1】

a. クラウドファンディングによる目標額達成の場合

事業に要する費用 350万円

補助対象経費 300万円			補助対象外経費 50万円
100万円 (1/3)	100万円 (1/3)	100万円 (1/3)	



① 応援寄附補助金 (クラウドファンディング) 100万円 $300\text{万円} \times 1/3 = 100\text{万円}$ (補助限度額 100万円)	② 事業支援補助金 (市) 100万円 $300\text{万円} \times 1/3 = 100\text{万円}$ (補助限度額 100万円)	自己調達 (自己資金) 150万円
--	--	-------------------------

【イメージ2】

b. クラウドファンディングによる目標額未達成の場合

(100万円目標に対して80万の寄附額の場合)

事業に要する費用 350万円

補助対象経費 300万円			補助対象外経費 50万円
100万円 (1/3)	100万円 (1/3)	100万円 (1/3)	



① 応援寄附補助金 (クラウドファンディング) 80万円 (補助限度額 100万円)	② 事業支援補助金 (市) 80万円 (補助限度額 100万円)	自己調達 (自己資金) ①差分 20万円 + ②差分 20万円 + 150万円 = 190万円
---	---	--

※応援寄附補助金が当初の見込額（目標金額）より減額となった場合の不足分については、補助対象者の自己調達、自己資金にて賄うこととなります。やむを得ず、当初より事業計画、収支予算を変更（軽微な変更を除く）する場合は、変更申請書を提出し、市の承認を得た場合に限り認められます。

なお、事業規模の縮小等により、補助対象経費を削減する場合、応援寄附補助金、事業支援補助金は補助率に応じて減額されます。

クラウドファンディングによる寄附額が目標額を超えた場合でも、応援寄附補助金の額は当初設定した目標額により算出します。

7 事業実施期間

事業を実施する期間は、補助金の交付決定通知（クラウドファンディングの募集期間が終了し交付申請・審査後に通知となります）を受けてから令和3年3月15日までが対象となります。

8 補助対象経費

補助対象経費は別表1のとおりです。

※計算方法等の留意事項については、「空き家活用事業補助金実施要領」を参照してください。

9 補助金概算払

補助金の交付は原則、事業の完了後となりますが、クラウドファンディングの募集期間が終了し、交付決定審査を経て、本市からの補助金交付決定を受けた後であれば、市長が補助対象事業の遂行上特に必要があると認めた場合に限り、交付決定した補助金の額の範囲内で概算払により交付することができます。（原則1回限り）

II 申請方法

1 申請者

申請者は補助対象物件にて事業を行う事業者となります。

2 申請書類（各1部提出してください。クリップ留めとし、製本しないこと。）

- (1) 山口市空き家活用事業認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1-1、1-2）
- (3) 物件所有者の同意確認書（別紙2）（共有物件又は賃貸物件の場合のみ）
- (4) 収支予算書（別紙3-1、3-2）
- (5) 誓約書（別紙4）
- (6) 付近見取り図（様式任意）
- (7) 物件の改修イメージ図（様式任意）
- (8) 市税の滞納のないことの証明書（法人格のない市民活動団体の場合は、代表者の市税の滞納の無いことの証明書）
- (9) (1) から (8) に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 募集期間・受付場所・問合せ先

- (1) 募集期間：令和2年5月18日（月）～令和2年6月26日（金）

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

- (2) 受付場所・問合せ先

山口市地域生活部定住促進課（山口市役所3階）

T E L : 083-934-4646 F A X : 083-934-2867

E-mail : teiju@city.yamaguchi.lg.jp

※申請書類は、持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便都市、封筒には「空き家活用コンペティション事業申請書類在中」と朱書きすること。期限必着）してください。

4 応募の条件

- (1) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団などの構成員がいないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。
- (6) 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業でないこと。
- (7) 法律等で活動内容が規定されている事業（介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業でないこと。
- (8) 国・地方公共団体（山口市含む）及びそれらの外郭団体で実施しているほかの補助金等を受けて実施する事業でないこと。
- (9) 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業でないこと。

5 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 受付期限後における申請書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には申請を無効とします。
- (4) 申請書類に不備がある場合は受付できません。
- (5) 申請書類は返却いたしません。

6 個人情報の管理

申請に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- (1) 補助対象事業の認定における審査・選考・事業管理のため。
- (2) 事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- (3) 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- (4) 本市が実施する支援事業等の情報提供のため。

7 企業秘密の保持

申請書類の取扱は厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

III 事業の認定

1 認定の方法

外部有識者等によって構成する「山口市空き家活用補助金交付審議会」により、厳正に審査を行います。

2 プレゼンテーションの実施

審議会において、申請者の事業内容やその手法などを審査する公開プレゼンテーションを実施します。審議会は、令和2年7月上旬を予定しており、詳細な日時等は申請者に別途通知します。

3 プレゼンテーション実施方法

プレゼンテーションは事業内容の説明（10分程度）及び審議委員からの質疑応答（10分程度）の20分間とします。紙資料のほか、パワーポイントを用いることは可能ですが、準備等は申請者においてすべて行ってください（プレゼンテーションに係る経費は、申請者の負担となります）。

なお、プレゼンテーションを実施する順番は、原則として申請書類を受理した順番とします。

4 評価基準及び認定方法（予定）

（1）評価基準

以下の基準において、総合的に判断します。

【適格性】

提案内容の基本的な考え方が、本市の抱える人口減少や人口構造の変化に伴う様々な課題について理解したものとなっているか。また、市外県外からの交流人口の増加に繋がる取組であるか。

【公益性】

地域の活性化に寄与するものか。地域課題等の解決に効果があるか。市民に広く周知するものとなっているか。

【実現性・継続性】

予算案と事業内容の整合性が取れ、実現すると見込まれているか。3年以上事業を継続する見通しがあるか。

【先駆性】

提案内容が今後の展開を期待できるものか。先進的なものとなっているか。

【費用対効果】

コストと効果のバランスは適正なものか。

【地域との融和性】

事業を実施する地域との融和性は取れているか。

IV 寄附型クラウドファンディングについて

①本市は、認定した事業をクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに掲載し、支援者からの寄付を募ります。

※クラウドファンディング活用により生じる手数料等の諸費用は本市にて負担します。

②支援者は、応援したい事業を選択し、本市に対して寄附をすることとなります。

※ふるさと納税として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される寄附金額には、収入や家族構成に応じて一定の上限があります。

③本市は、集まった寄附をもとに、選択された各事業の寄付金額を基準に審査を行い、補助金額を決定し、認定事業者へ交付します。

④本市及び認定事業者は寄附金の活用状況や事業の取り組み状況について、寄附者にフィードバックすることとし、透明性を確保します。

⑤支援者へのお礼の有無及び内容は、認定事業者の任意となります。

※本市からのお礼はありません。

VI 全体の流れ

